令和　８年（ヌ）第　　２７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
さいたま地方裁判所熊谷支部
裁判所書記官　佐　藤　達　哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日から 令和　８年１２月　９日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 さいたま地方裁判所熊谷支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１２日　午後　１時００分 さいたま地方裁判所熊谷支部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２１日　午前　９時１０分から 令和　８年１２月２５日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，株式会社商工組合中央金庫，農林中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお，入札期間の最終日は午後５時までです。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 3	1, 080, 000 864, 000	一括	216, 000	16, 365	0
1	600, 000				
3	480, 000				
備考					

令和　８年（ヌ）第　　２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　深谷市菅沼字中西

　　地　　番　　１３９番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５２８．９２平方メートル

３　所　　在　　深谷市菅沼字中西　１３９番地

　　家屋　番号　　１３９番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　８５．９５平方メートル

　　（現況）

　　構　　造　　木造瓦葺平家建

　　床　面　積　　約１２０．０７平方メートル

　　（未登記附属建物）

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　約９４．７３平方メートル

令和　8年（ヌ）第　　27号

物　件　明　細　書

令和　8年10月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部
裁判所書記官　佐　藤　達　哉

1　不動産の表示
【物件番号1，3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
隣地（地番140番1）との境界が不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　深谷市菅沼字中西

　　地　　番　　１３９番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５２８．９２平方メートル

３　所　　在　　深谷市菅沼字中西　１３９番地

　　家屋　番号　　１３９番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　８５．９５平方メートル

　　(現況)

　　構　　造　　木造瓦葺平家建

　　床　面　積　　約１２０．０７平方メートル

　　（未登記附属建物）

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　約９４．７３平方メートル

令和８年(ヌ)第２７号
令和８年６月２５日受理
令和８年８月１２日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所熊谷支部
執行官　岡　田　文　男

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　27号

物　件　目　録

1　所　　在　　深谷市菅沼字中西

　　地　　番　　１３９番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５２８．９２平方メートル

2　所　　在　　深谷市菅沼字中西

　　地　　番　　１４０番１

　　地　　目　　畑

　　地　　積　　３６３平方メートル

3　所　　在　　深谷市菅沼字中西　１３９番地

　　家屋　番号　　１３９番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　８５．９５平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件　１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	別紙「その他の事項」に記載のとおり
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： ■構　造：木造瓦葺平家建 ■床面積：約１２０．０７平方メートル
物件目録にない附属建物	□ない ■ある　種　類：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 構　造：物置 床面積：約９４．７３平方メートル
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	□ない ■ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	別紙「その他の事項」に記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 □ある　保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（目的外土地用〈単独〉）

目的外土地の概況（物件　3　　関係）

所在	深谷市菅沼字中西
地番	１４０番１
地目	□宅地　□山林　□雑種地　■畑　□田　□
地積	３６３平方メートル　（■全部　□約　　平方メートル）
所有者	■建物所有者　□その他の者（　　）
その他の事項	

□関係人（□　　（建物所有者）　□　　（　　））の陳述／□提示文書（　　）の要旨

占有権原		■所有権　□地上権　□賃借権　□使用借権　□
占有開始時期		年　月　日
最初の契約等	契約日	年　月　日
	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□平成　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□土地所有者　□その他の者（　　）
	借主	□建物所有者　□その他の者（　　）
地代・支払時期等		毎　金　　円（毎　　限り　　分支払）
地代前払		□ない　□ある（金　　円　　分まで）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		
地代滞納		□ない　□ある（平成　年　月　日現在　金　　円）
契約解除		□ない　□ある（　　）
訴訟提起等		□ない □ある　［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 □係属中　□終局（　　）
その他		
執行官の意見		■上記のとおり　□「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■本件土地について

1　本件土地は庭木や雑草が茂っており，除草等して進まないと本件建物にたどり着けない状況であった。人が出入りできる状態ではなく，出入りしている気配は無かった。

2　本件土地と債務者所有の１４０番１の目的外土地〔取下げ前の物件(2)〕とは，一体となっており境界が不明である。

3　本件土地に接する１３７番４の目的外土地は，国の所有する公衆用道路である。

■本件建物について

1　本件建物は約３４．１２平方メートルの増築がある。

2　本件建物内には債務者あての郵便物が存在した。

3　本件建物は経年の傷みが激しい部分がある。

4　本件建物内には動産類が存在しており，債務者が動産を置いて，空き家の状態で占有しているものと思料される。

5　未登記附属建物は物置として利用されている。なお，同未登記建物は債務者所有の１４０番１の目的外土地にはみ出ている。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■近隣住人	本件建物には誰も出入りしていません。 以上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■ 目的物件の占有関係については，現況及び関係人の陳述から本報告書記載のとおり認めた。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年6月29日（月） 10：30－11：00	目的物件所在地	目的物件特定，近隣住人から聴取
8年7月2日（木） 17：00－17：10	執行官室	債務者に対して照会書作成・発送
8年8月4日（火） 10：30－11：55	目的物件所在地	立入調査，写真撮影，評価人同行
8年8月4日（火） 14：25－14：30	さいたま地方法務局熊谷支局	接道，未登記建物の登記の有無について調査
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

■　令和８年８月４日

(1)目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

(2)庭木，雑草により立ち入りできないため，補助者に除草等をさせながら建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていたので，立会人を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

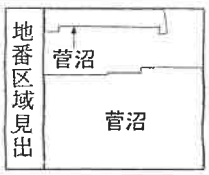
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	深谷市菅沼字中西			地番	139番		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和54年2月6日			備付年月日（原図）	昭和54年2月5日	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（さいたま地方法務局熊谷支局管轄）

令和8年5月22日

東京法務局

地図整理番号：M01514　　登記官

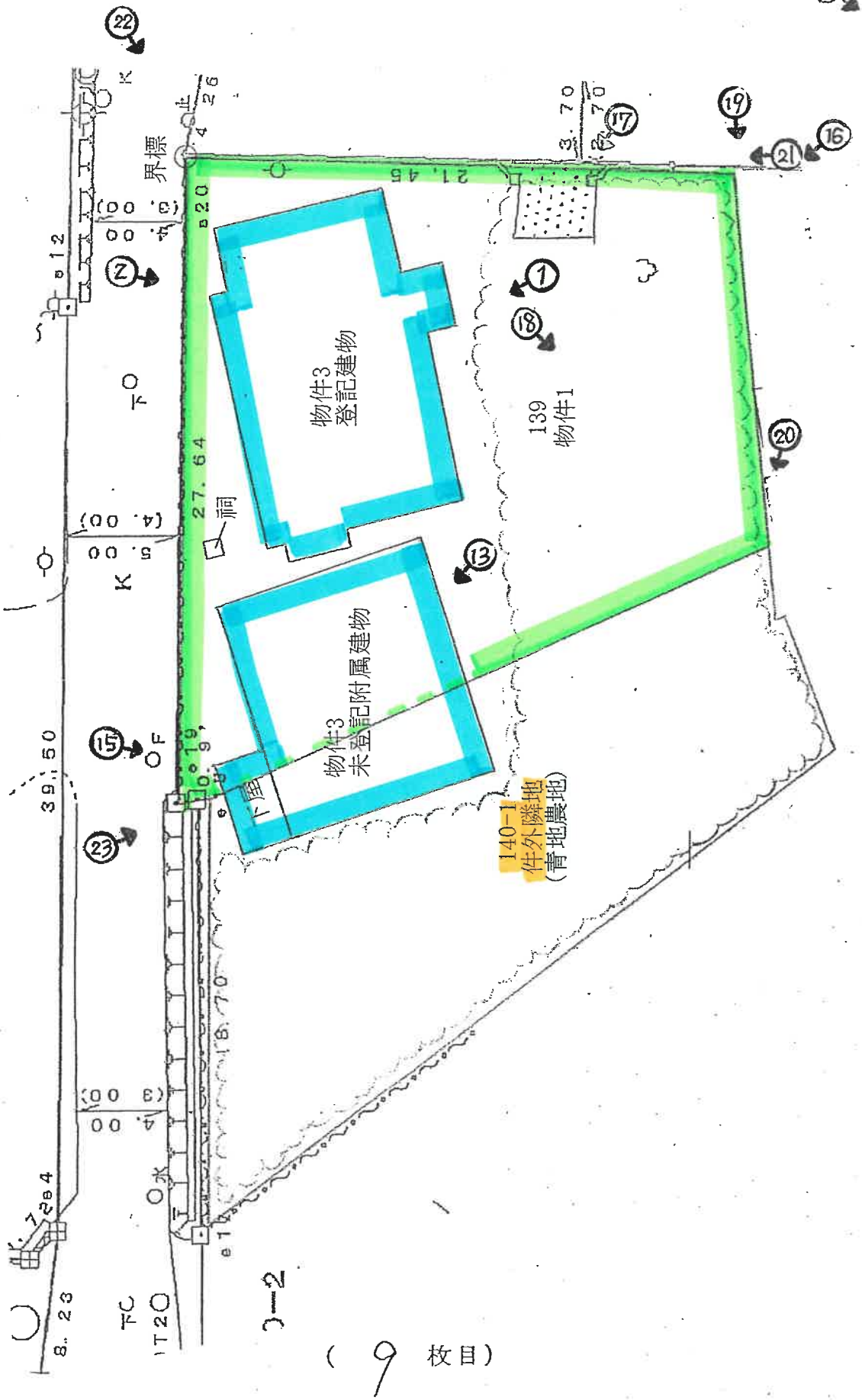
（1/1）

A3判をA4判に縮小

（8枚目）

土地建物位置関係図

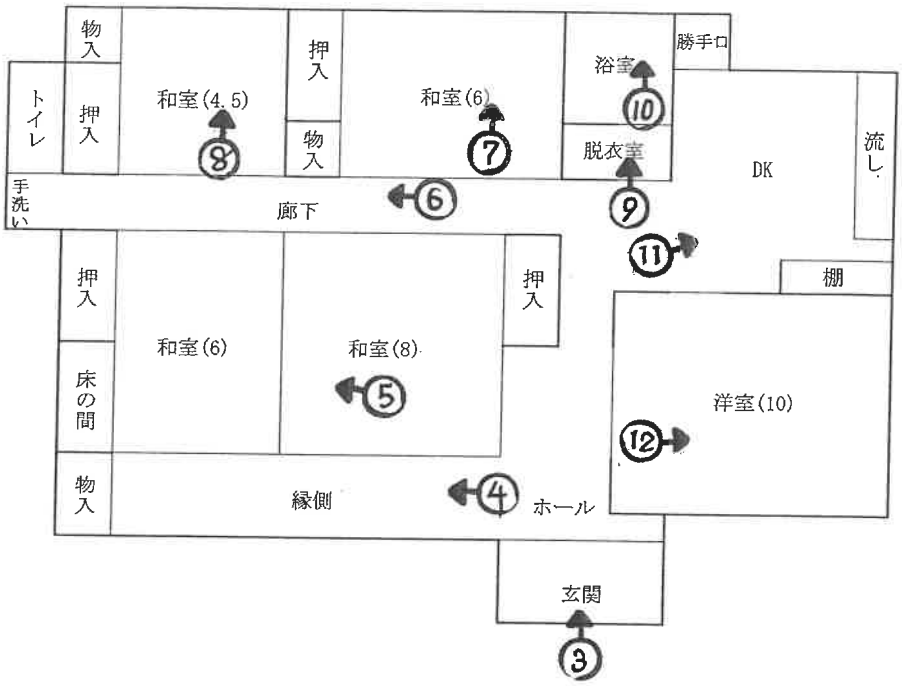
（写真撮影位置 ○ ）



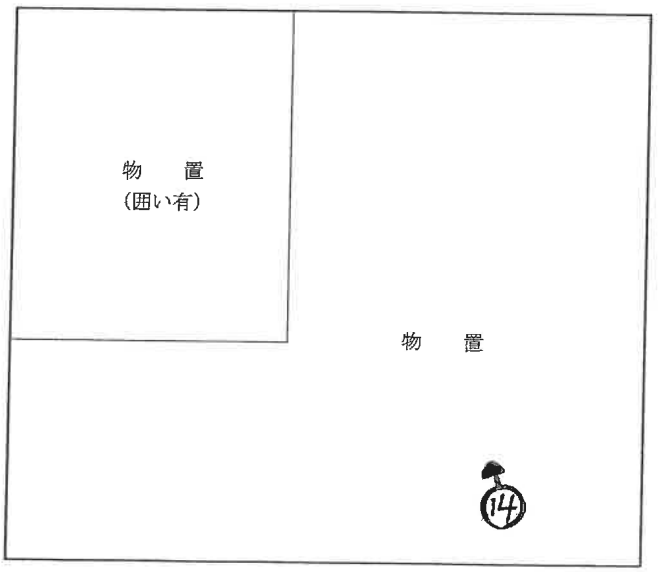
（ 9 枚目）

建　物　見　取　図

（写真位置○→）



未登記附属建物





①



②



③



④



⑤



⑥

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



⑲



⑳



㉑





㉒



㉓

令和８年（ヌ）第　　２７号
令和８年８月４日　現地調査
令和８年８月５日　評　　価

さいたま地方裁判所熊谷支部

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
齋　藤　雅　一

令和８年（ヌ）第　　２７号

物　件　目　録

１　所　在　深谷市菅沼字中西
　　地　番　１３９番
　　地　目　宅地
　　地　積　５２８.９２平方メートル

３　所　在　深谷市菅沼字中西　１３９番地
　　家屋番号　１３９番
　　種　類　居宅
　　構　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
　　床面積　８５.９５平方メートル

第１　評価額

一　括　価　格	
金１,０８０,０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金６００,０００円
物件３（建物）	金４８０,０００円

１　一括価格は、物件１・３の各不動産について、一括売却(民事執行法６１条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は、物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

物件番号	所在等	登　　記	現　　況
１	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	別紙物件目録記載のとおり 同　　上 同　　上 同　　上	
３	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり 同　　上 同　　上 同　　上 同　　上	 木造瓦葺平家建 約１２０.０７平方メートル

物件番号	特　　記　　事　　項
３	①　登記床面積に対し、約３４.１２平方メートルの増床があるが、建物図面及び各階平面図がないため、具体的な異同・増床箇所は不明である。 ②　下記未登記附属建物１棟があり、当該附属建物の一部は、西側隣地（１４０番１）上に張り出す。 （附属建物の表示） 種　　類：物　置 構　　造：軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 床 面 積：約９４.７３平方メートル ③　附属建物の一部（注）が張出す西側隣地（１４０番１・本件所有者の所有地）は、農業振興地域内の農用地（地目：畑）であるが、現状樹木等が生茂って藪状であること等から、深谷市農業委員会は「農地への原状回復要する状況」と判断し、農地法３条・５条のいずれの適格証明も発しない考え方を示している。 従って、本件の買受者は、上記附属建物のうち西側隣地（１４０番１）にかかる部分の撤去を余儀なくされる可能性が高いことに留意されたい。 （注）張出し部分の床面積は、当職概測で、全床面積の約３分の１に相当する約３１.５平方メートルである。

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位 置･交 通	秩父鉄道線「武川」駅の東方約６２０ｍ（道路距離、以下同様）に位置している。	
付近の状況	農家住宅や一般住宅等が建つ中に農地や山林も見られる住宅地域で、主な便益施設は次のとおり。 川本北小学校 …… 北方約５００ｍ 川本中学校 …… 南西方約１２００ｍ	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化調整区域、都計法３４条１１号区域、既存の集落
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	６０％
	容積率	２００％
	防火規制	－
	その他	地上建物の建替え等については、表末特記事項参照
画地条件	地積	５２８.９２㎡
	形状	整形地
	地勢	概ね平坦地
	その他	特にない
接面道路の状況	・　北側が、現況幅員約５ｍの舗装市道（幹８８号線、認定幅員４.３ｍ以上、建築基準法４２条１項１号道路）に、等高に接面する。 ・　東側が、現況幅員約４ｍの舗装市道（Ｑ－５２３号線、認定幅員４.０ｍ以上、建築基準法４２条１項１号道路）に、等高に接面する。	
土地の利用状況等	（利用状況） ・ 地上には、物件３の建物（未登記附属建物を含む）、祠１基が存し、件外建物はない。 ・ 本件土地の南～西部は、雑草・篠竹・雑木が著しく繁茂し、藪となっている。 （隣地の状況等） 農地、公益施設（公民館）等である。	

（前ページから続く）

供給処理施設	上 水 道：あ り 下 水 道：あ り（現状は公共下水道を使用していないが、公共下水道に接続可能。深谷市下水道課によると「（本件土地については）今後負担金を負担する必要はない」とのこと） ガス配管：な し
特 記 事 項	地上建物建替の可能性 A 現在までの経緯 ① 本件土地ついての開発許可の記録や、本件建物についての建築確認の記録はないが、線引き（昭和４５年１０月）当時の航空写真、土地登記記録、建物登記記録、物件３の家屋効果証明に「昭和３年建築」と記載されることなどから、線引き前からの住宅敷地であった可能性が高い。 ② 本件土地は、昭和５３年１２月に土地改良法による換地処分を受けているが、従前地と地積が同じで、現地換地であった可能性が高い。 B 建替えの可能性（当職照会に対する、深谷市都市計画課の教示は以下のとおり） ・ 市の審査において線引き前からの住宅敷地であることが確認されれば、住宅への建替えであれば、第三者が行う場合であっても、適合証明（都市計画法施行規則第６０条）によって行いうる可能性がある。 ・ また、都計法３４条１１号に拠る開発許可を受けて、建替えうる可能性もある。 ・ 詳しくは、市に相談されたい。

本葉以下余白

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	登 記 建 物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（公課証明記載）　昭和３年 経過年数　９８年程度 経済的残存耐用年数　満了（かなりの改装・増築・修繕等がなされた模様であるが、現況を考慮）
仕　　様	構　　造：　木造 屋　　根：　瓦葺 外　　壁：　吹付タイル等 内　　壁：　左官壁等 天　　井：　目透天井、吸音板貼等 床　　：　畳、モザイク合板等 設　　備：　電気設備。給排水設備で、便所は汲取り アスベストの存否は不明。
床面積(現況)	前記第３目的物件欄のとおり。
現況用途等	前記第３目的物件欄のとおり。
品　　等	使用資材：　中 位 施　　工：　普 通
保守管理の状態	老朽化に加え、空家で放置されており、保守管理は普通以下。
建物の利用状況	本件現況調査報告書のとおり。
特記事項	ない。

本葉以下余白

区　　分	未 登 記 附 属 建 物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日　　不詳 経済的残存耐用年数　　ほぼ満了（現況を考慮）
仕　　様	構　　造：　軽量鉄骨造 屋　　根：　亜鉛メッキ鋼板葺 外　　壁：　亜鉛メッキ鋼板等 床　　：　コンクリート アスベストの存否は不明。
床面積(現況)	前記第３目的物件特記事項欄のとおり。
現況用途等	前記第３目的物件特記事項欄のとおり。
品　　等	使用資材：　並 位 施　　工：　簡 易
保守管理の状態	空家で放置されており、保守管理は普通以下。
特 記 事 項	ない。

本葉以下余白

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１（土地）

物件番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地　積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ
1	12,200	0.707	528.92	0.30	1,369,000

ア　標準画地価格（規模５００㎡程度の整形地）

基準地　　深谷（県）－４

基準地価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
9,750円／㎡	×	99.5／100	×	100／100	×	100／79.8	≒	12,200円／㎡

◇ 時 点 修 正 ： 基準地価格等の価格時点から評価日までの査定変動率

◇ 標準化補正 ： ない

◇ 地 域 格 差 ： 道路事情　+1%
駅接近等　-15%
熟成度　-7%
(100+1)%×(100-15)%×(100-7)%≒79.8%

イ　個　別　格　差 ： 角　地　+1%
伐採・刈払・片付等を要する　-30%
(100+1)%×(100-30)%=70.7%

ウ　地　　積 ： 物件目録に記載した登記数量

エ　建　付　減　価 ： 地上建物は、一般的に見て取壊しが考慮される状況であること、建物の取壊し費用は土地価格の相当割合に及ぶこと、等を考慮 -70%

本葉以下余白

② 物件３（建物）

当該建物の再調達原価を、類似建物の標準的な建築費を参考として査定し、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

区　　分	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物価格 （円） ア×イ×ウ
登記建物	170,000	約120.07	0.01	204,000
未登記附属建物	50,000	約94.73	0.03	142,000
			計	346,000

ウ　現価率

建物の現状等を考慮し、登記建物は１％、未登記附属建物３％と査定。

２　評価額の判定

前記１により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ
1	1,369,000	0.30	法定地上権	411,000

（注）　売却による法定地上権が成立しその割合を３０％と査定した。

なお、物件３の附属建物の一部は西側隣地に張り出すが、当該隣地は農地であり、前記第３・特記事項記載の事情を有することを考慮し、隣地に対する土地利用権は経済的価値がないものと判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円）ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）（ア±イ）×ウ×エ×オ
1	1,369,000	-411,000		0.90	0.70	600,000
3	346,000	+411,000	1.0	0.90	0.70	480,000
一括価格（合計）						1,080,000

ウ　占有減価修正：　ない。

エ　市場性修正：　① 西側隣地との関係において利用の独立性を欠くこと、
② 西側隣地は、農用地たる農地であり、買受人において相応の対応が必要であること
等を考慮。－１０％

オ　競売市場修正：　前記第２「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

基準地価格　深谷（県）－４　（添付図面参照）
所在地番等：深谷市本田字岡屋敷２０２０番
価格：９，７５０円／㎡
位置：「武川」駅から約３.３ｋｍ
価格時点：令和７年７月１日
地積：７１４㎡
供給処理施設：上水道・下水道がある
接面街路：北６.９ｍ市道
用途指定等：市街化調整区域、建ぺい率６０％、容積率２００％
地域の概要：農家住宅及び一般住宅が混在する住宅地域

本葉以下余白

第７　附属資料の表示

１　受命物件の位置図

２　近隣案内図（裁判所限り）

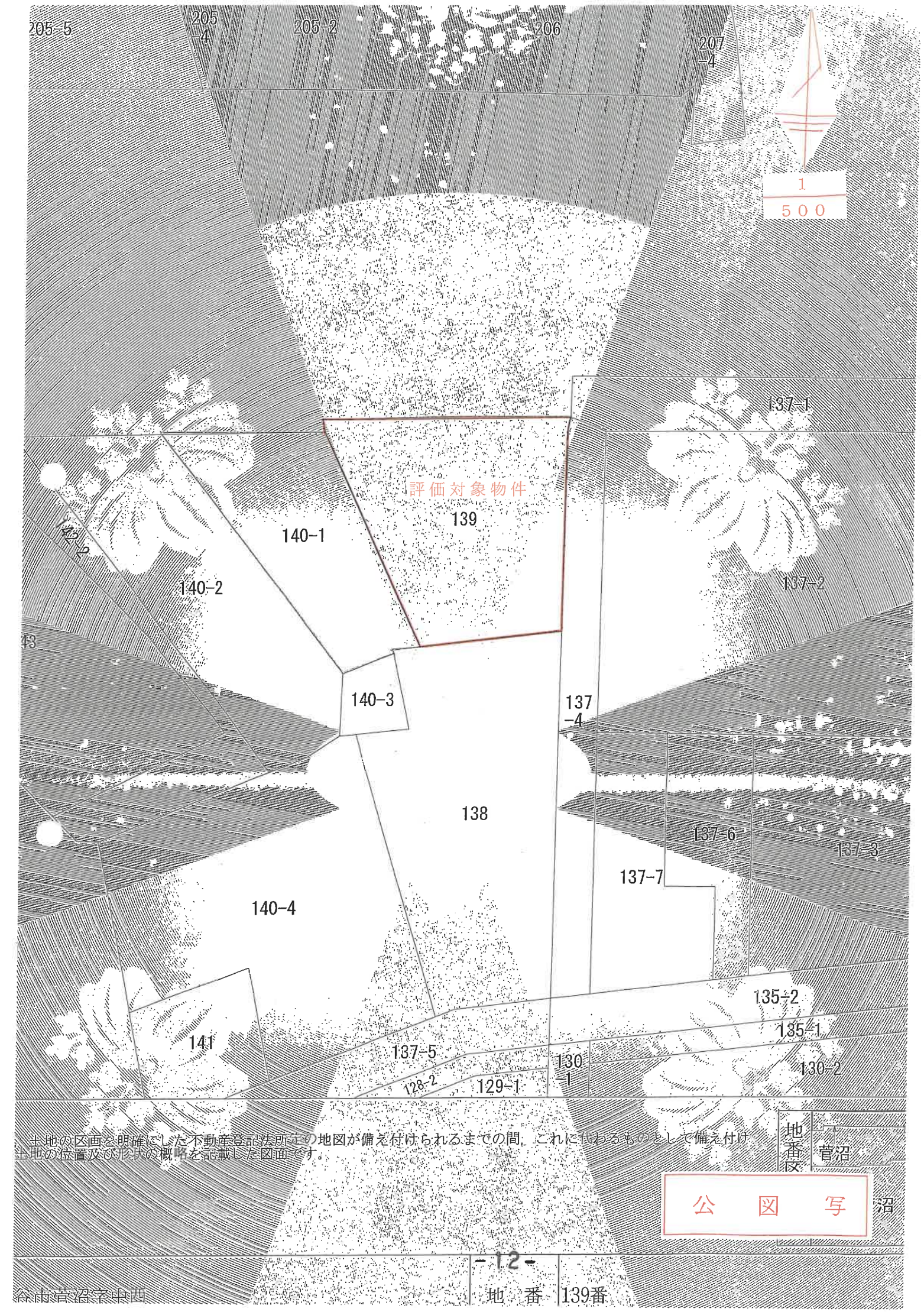
３　公図写

４　概略現況図

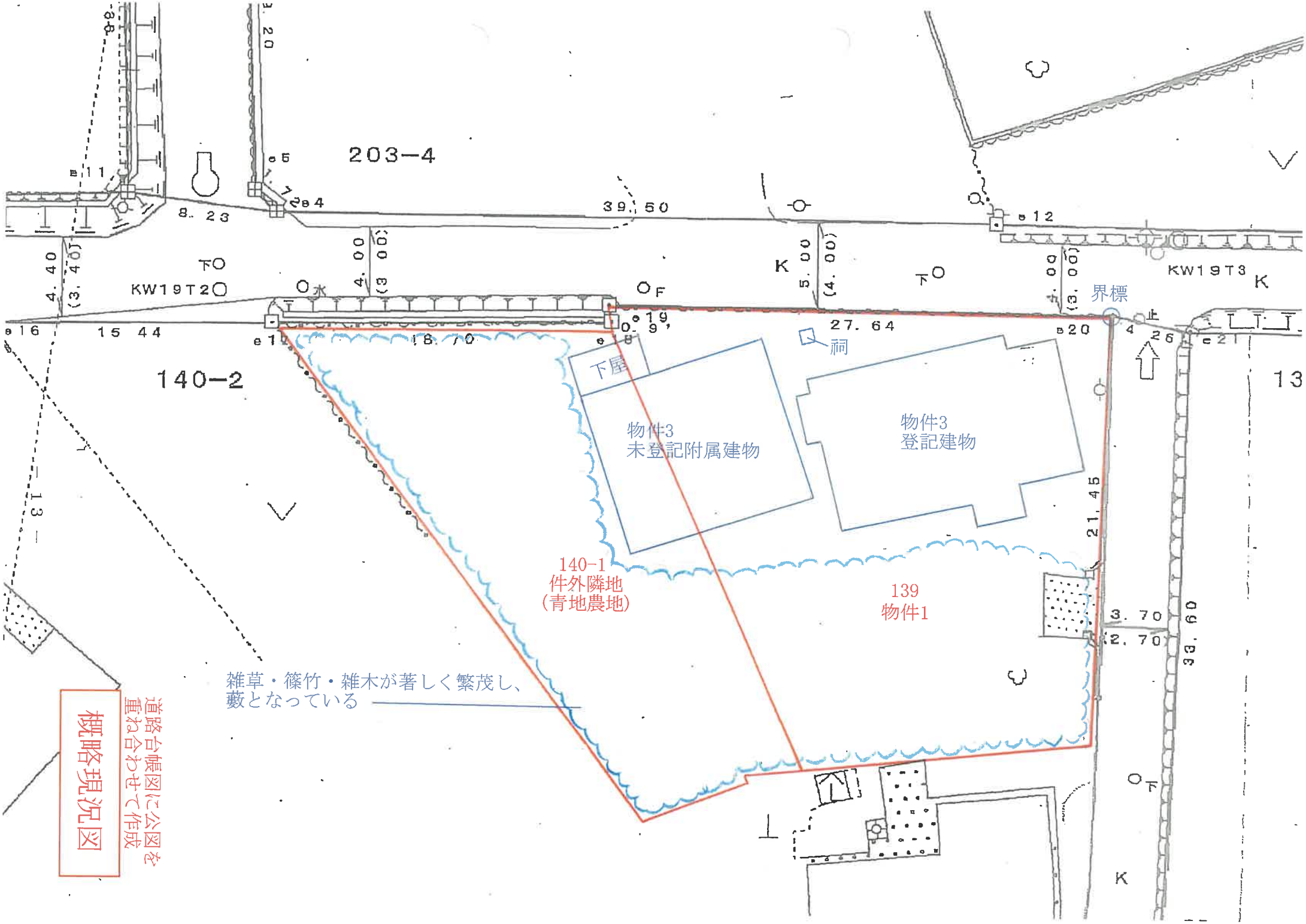
５　現況写真（裁判所限り）

以　上


1/20000 を２００％拡大した
最寄り駅
評価対象物件
基準地
深谷市全図
H30年3月作成
深谷市
位置図



土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。


203−4
140−2
13
KW19T2
KW19T3
界標
祠
下屋
物件3
未登記附属建物
物件3
登記建物
140−1
件外隣地
(青地農地)
139
物件1
雑草・篠竹・雑木が著しく繁茂し、
藪となっている
道路台帳図に公図を
重ね合わせて作成
概略現況図